

改正後	現行																																				
第1～第9 （略）  <u>附則</u> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u>  別紙3-1（地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業に係る運用）  第1～第3 （略）  第4 実施基準 （1）～（14） （略） （15）次の施設別上限事業費を超える部分は、交付の対象外とする。 ア 農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）</u> 整備事業の上限事業費の基準に準ずるものとする。 イ （略） （16）・（17） （略）  第5～第11 （略）  別記様式第2号	第1～第9 （略）  （新設）  別紙3-1（地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業に係る運用）  第1～第3 （略）  第4 実施基準 （1）～（14） （略） （15）次の施設別上限事業費を超える部分は、交付の対象外とする。 ア 農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）IのI-1の第2の4の（2）</u> 整備事業の上限事業費の基準に準ずるものとする。 イ （略） （16）・（17） （略）  第5～第11 （略）  別記様式第2号																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">チェック欄</th> <th style="width: 15%;">判 断 根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付対象は施設別上限事業費の範囲内か</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、<u>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）</u>の基準に照らし適正であるか                         </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	チェック欄	判 断 根 拠	（略）			交付対象は施設別上限事業費の範囲内か			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、<u>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）</u>の基準に照らし適正であるか                         </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）</u> の基準に照らし適正であるか					（略）			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">チェック欄</th> <th style="width: 15%;">判 断 根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付対象は施設別上限事業費の範囲内か</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、<u>「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、生産局長、総合食料局長、経営局長通知）IのI-1の第2の4の（2）</u>の基準に照らし適正であるか                         </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	チェック欄	判 断 根 拠	（略）			交付対象は施設別上限事業費の範囲内か			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、<u>「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、生産局長、総合食料局長、経営局長通知）IのI-1の第2の4の（2）</u>の基準に照らし適正であるか                         </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、生産局長、総合食料局長、経営局長通知）IのI-1の第2の4の（2）</u> の基準に照らし適正であるか					（略）		
項 目	チェック欄	判 断 根 拠																																			
（略）																																					
交付対象は施設別上限事業費の範囲内か																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、<u>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）</u>の基準に照らし適正であるか                         </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）</u> の基準に照らし適正であるか																																				
農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）</u> の基準に照らし適正であるか																																					
（略）																																					
項 目	チェック欄	判 断 根 拠																																			
（略）																																					
交付対象は施設別上限事業費の範囲内か																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                             農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、<u>「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、生産局長、総合食料局長、経営局長通知）IのI-1の第2の4の（2）</u>の基準に照らし適正であるか                         </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、生産局長、総合食料局長、経営局長通知）IのI-1の第2の4の（2）</u> の基準に照らし適正であるか																																				
農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、 <u>「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、生産局長、総合食料局長、経営局長通知）IのI-1の第2の4の（2）</u> の基準に照らし適正であるか																																					
（略）																																					
（以下略）	（以下略）																																				